

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

[注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宿毛市	街区/宿毛(坂ノ下、沖須賀、萩原、与市明、新田、貝塚、仲須賀、上町、土居下、真丁、新町、本町、高砂)	令和4年3月25日	令和5年3月31日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	92. 67ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	78. 07ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	50ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	30ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	20ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	-0. 2ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

圃場整備が行われている耕作条件の良い一部で、水稻や高収益作物(果樹・野菜等)の栽培が行われており、利用と集積の目途はある。果樹農家を中心とした担い手がいるものの、今後、農地の集積などを担う経営体の確保が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区内に担い手農業者、また地区外からの入り作をしている農業者もいるが、現在耕作している農家が営農を終了すれば休耕地となる可能性が高く、地区内での集落営農による農地集積等も一定視野に入れる必要がある。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(条件整備)

中心経営体への集積にあたっては、利用条件の良好な農地が必要であるため、条件不利農地においては、耕作条件改善事業等を活用し、水路等の整備を行っていく。

(農地中間管理機構の活用方針)

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸し付けを進めていく。

(基盤整備への取り組み方針)

農業の生産効率の向上や農地集積・集約を図るため、将来的には、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

(新規・特産化作物の導入方針)

米については、主食用米と飼料用米を中心に栽培し、園芸作物や果樹の生産に取り組む。

(鳥獣被害防止対策)

捕獲体制の構築等に取り組む。

(災害対策への取組方針)

関係機関からの情報提供を受け、被害軽減に努める。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
計				

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	9人		8.58 ha		8.38 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

[注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宿毛市	旧和田/宿毛(草木藪、小川、正和、押ノ川、二ノ宮、高石)	令和4年3月25日	令和5年3月31日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	75.42ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	62.86ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	25ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	20ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	5ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.1ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

地区内は、一定規模で水稻や高収益作物(野菜等)の栽培が行われているが、一部では農業をリタイアしたり、農業後継者がいない等の理由で休耕地となっている農地がある。中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金を活用し、農地の維持管理を行っているが、地区内の高齢化が進み、農地の集積などを担う経営体は十分でない状況である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、基本的に中心経営体が担うほか、認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。今後、小規模農家が営農を終了すれば耕作放棄となる可能性が高く、集落営農による農地集積も一定視野に入れる必要がある。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(条件整備)

中心経営体への集積にあたっては、利用条件の良好な農地が必要であるため、条件不利農地においては、耕作条件改善事業等を活用し、水路等の整備を行っていく。

(農地中間管理機構の活用方針)

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸し付けを進めていく。

(基盤整備への取り組み方針)

農業の生産効率の向上や農地集積・集約を図るため、将来的には、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

(新規・特産化作物の導入方針)

米については、主食用米と飼料用米を中心に栽培し、園芸作物や果樹の生産に取り組む。

(鳥獣被害防止対策)

捕獲体制の構築等に取り組む。

(災害対策への取組方針)

関係機関からの情報提供を受け、被害軽減に努める。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
計				

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	9人		8.2 ha		8.3 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

[注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宿毛市	橋上/宿毛(平野(仲スカ、平野前除く)、出井、京法、還住藪、橋上、神有、坂本、楠山、奥下藤)	令和4年3月25日	令和5年3月31日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	46. 07ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	38. 4ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	15ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	10ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	5ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	-0. 2ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

地区内は、一定規模で水稻や高収益作物(野菜等)の栽培が行われているが、一部では農業をリタイアしたり、農業後継者がいない等の理由で休耕地となっている農地がある。中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金を活用し、農地の維持管理を行っているが、地区内の高齢化が進み、農地の集積などを担う経営体は十分でない状況である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、基本的に中心経営体が担うほか、認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。今後、小規模農家が営農を終了すれば耕作放棄となる可能性が高く、集落営農による農地集積も一定視野に入れる必要がある。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(条件整備)

中心経営体への集積にあたっては、利用条件の良好な農地が必要であるため、条件不利農地においては、耕作条件改善事業等を活用し、水路等の整備を行っていく。

(農地中間管理機構の活用方針)

中心経営体が病気や怪我等の事情で當農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸し付けを進めていく。

(基盤整備への取り組み方針)

農業の生産効率の向上や農地集積・集約を図るため、将来的には、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

(新規・特産化作物の導入方針)

米については、主食用米と飼料用米を中心に栽培し、園芸作物や果樹の生産に取り組む。

(鳥獣被害防止対策)

捕獲体制の構築等に取り組む。

(災害対策への取組方針)

関係機関からの情報提供を受け、被害軽減に努める。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
計				

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	10人		16.24 ha		16.04 ha	田園

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

[注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宿毛市	西地区/宿毛(大島、藻津、宇須々木、樺、大深浦、小深浦、錦、片島、池島、弘瀬、母島、古屋野、久保浦、谷尻、鵜来島)	令和4年3月25日	令和5年3月31日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	134. 81ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	92. 4ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	36ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	20ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	16ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6. 3ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

圃場整備が行われている耕作条件の良い一部で、水稻や高収益作物(果樹・野菜等)の栽培が行われており、利用と集積の目途はある。果樹農家を中心とした担い手がいるものの、今後、農地の集積などを担う経営体の確保が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、基本的に中心経営体が担うほか、認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。今後、小規模農家が営農を終了すれば耕作放棄となる可能性が高く、集落営農による農地集積も一定視野に入れる必要がある。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(条件整備)

中心経営体への集積にあたっては、利用条件の良好な農地が必要であるため、条件不利農地においては、耕作条件改善事業等を活用し、水路等の整備を行っていく。

(農地中間管理機構の活用方針)

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸し付けを進めていく。

(基盤整備への取り組み方針)

農業の生産効率の向上や農地集積・集約を図るため、将来的には、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

(新規・特産化作物の導入方針)

米については、主食用米と飼料用米を中心に栽培し、園芸作物や果樹の生産に取り組む。

(鳥獣被害防止対策)

捕獲体制の構築等に取り組む。

(災害対策への取組方針)

関係機関からの情報提供を受け、被害軽減に努める。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
計				

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	31人		66.93 ha		73.23 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

[注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宿毛市	戸内/平田(寺尾、師高瀬、森、車岡、貝塚、徳師、清水、北川、沖前、岡松、駄馬、中山、寺山)	令和4年3月25日	令和5年3月31日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	87.35ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	72.8ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	28ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	20ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	8ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

集落営農組織(平田の百姓屋)は、平成30年に設立されて以来、現在、17名の構成員で、機械の共同利用や作業の助け合いなどを続けてきている。今後、更なる農地集積の拡大を図る。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、基本的に中心経営体が担うほか、認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。法人組織による大型機械導入により、更なる農地の集積を目指す。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(条件整備)

中心経営体への集積にあたっては、利用条件の良好な農地が必要であるため、条件不利農地においては、耕作条件改善事業等を活用し、水路等の整備を行っていく。

(農地中間管理機構の活用方針)

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸し付けを進めていく。

(基盤整備への取り組み方針)

農業の生産効率の向上や農地集積・集約を図るため、将来的には、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

(新規・特産化作物の導入方針)

米については、主食用米と飼料用米を中心に栽培し、園芸作物や果樹の生産に取り組む。

(鳥獣被害防止対策)

捕獲体制の構築等に取り組む。

(災害対策への取組方針)

関係機関からの情報提供を受け、被害軽減に努める。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
計				

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	7人		24.75 ha		24.75 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

[注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宿毛市	黒川/平田(須賀、橋田、奥黒川、久礼ノ川)	令和4年3月25日	令和5年3月31日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	44. 65ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	37. 2ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	15ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	10ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	5ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

現在、中心経営体が農地の集積を担っているが、今後、地区内の高齢化により離農が懸念される。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、基本的に中心経営体が担うほか、認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。法人組織による大型機械導入により、更なる農地の集積を目指す。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(条件整備)

中心経営体への集積にあたっては、利用条件の良好な農地が必要であるため、条件不利農地においては、耕作条件改善事業等を活用し、水路等の整備を行っていく。

(農地中間管理機構の活用方針)

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸し付けを進めていく。

(基盤整備への取り組み方針)

農業の生産効率の向上や農地集積・集約を図るため、将来的には、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

(新規・特産化作物の導入方針)

米については、主食用米と飼料用米を中心に栽培し、園芸作物や果樹の生産に取り組む。

(鳥獣被害防止対策)

捕獲体制の構築等に取り組む。

(災害対策への取組方針)

関係機関からの情報提供を受け、被害軽減に努める。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
	貸付け	作業委託	売渡
1			
2			
3			
4			
5			
6			
計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	9人		12.4 ha		12.4 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

[注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宿毛市	山田/山奈(一生原、土居ノ内、天神、馬場住、竹部、手代岡、小島、竹石、長尾)	令和4年3月25日	令和5年3月31日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	130. 53ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	108. 8ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	42ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	32ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	10ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

基盤整備済の農地が大部分となっており、中心経営体による農地の集積が進んでいる。中山間地域等直接支払交付金を活用した農地の維持管理を行うことにより、多面的機能支払交付金と合わせて、今後一定期間の農地集積と維持管理は目処が立っている。担い手農家が存在するものの、一部地域では高齢化等に伴い、小規模農家が営農を終了すれば耕作放棄となる可能性が高く、集落営農による農地集積も一定視野に入れる必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区内には、一定規模で水稻や露地野菜を栽培をしている経営体は存在するものの、今後の農地集積を担える経営体が少ない。条件の良い農地については中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金で維持管理等は行っているが、取り組み面積の減少も懸念される。今後、小規模農家が営農を終了すれば耕作放棄となる可能性が高く、集落営農による農地集積も一定視野に入れる必要がある。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(条件整備)

中心経営体への集積にあたっては、利用条件の良好な農地が必要であるため、条件不利農地においては、耕作条件改善事業等を活用し、水路等の整備を行っていく。

(農地中間管理機構の活用方針)

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸し付けを進めていく。

(基盤整備への取り組み方針)

農業の生産効率の向上や農地集積・集約を図るため、将来的には、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

(新規・特産化作物の導入方針)

米については、主食用米と飼料用米を中心に栽培し、園芸作物や果樹の生産に取り組む。

(鳥獣被害防止対策)

捕獲体制の構築等に取り組む。

(災害対策への取組方針)

関係機関からの情報提供を受け、被害軽減に努める。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
	貸付け	作業委託	売渡
1			
2			
3			
4			
5			
6			
計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	6人		31.3 ha		31.3 ha	■

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

[注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宿毛市	山北/宿毛(山北)	令和4年3月25日	令和5年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	16. 77ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	8. 4ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2. 5ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

圃場整備が実施されていないため、区画不成型や、農道の幅員不足などで作業効率が悪いことから休耕地が多い。集落内では高齢化が進み、担い手不足。若手の農業者が極めて少ない。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地域内に農地集積を担える経営体がおらず、中山間地域等直接支払交付金(集落協定)の農用地面積も減少しており、農地の集積・集約の目途は立っていない。今後、小規模農家が営農を終了すれば耕作放棄となる可能性が高く、集落営農による農地集積も一定視野に入れる必要があり、広域的に行う最適な方法で対応を検討しなければならない。
--

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(条件整備)

中心経営体への集積にあたっては、利用条件の良好な農地が必要であるため、条件不利農地においては、耕作条件改善事業等を活用し、水路等の整備を行っていく。

(農地中間管理機構の活用方針)

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸し付けを進めていく。

(基盤整備への取り組み方針)

農業の生産効率の向上や農地集積・集約を図るため、将来的には、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

(新規・特産化作物の導入方針)

米については、主食用米と飼料用米を中心に栽培し、園芸作物や果樹の生産に取り組む。

(鳥獣被害防止対策)

捕獲体制の構築等に取り組む。

(災害対策への取組方針)

関係機関からの情報提供を受け、被害軽減に努める。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
計				

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	1人		9 ha		11.5 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

[注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宿毛市	小筑紫/宿毛(舟ノ川、小三原、馬路、湊、呼崎、田ノ浦、小浦、都賀ノ川、福良、栄喜、伊与野、石原、小筑紫、大海、内外ノ浦)	令和4年3月25日	令和5年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	88.38ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	55.6ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	29ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	20ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	9ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.7ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

基盤整備済の農地が大部分となっており、中心経営体による農地の集積が進んでいる。中山間地域等直接支払交付金を活用した農地の維持管理を行うことにより、多面的機能支払交付金と合わせて、今後一定期間の農地集積と維持管理は目処が立っている。担い手農家が存在するものの、一部地域では高齢化等に伴い、小規模農家が営農を終了すれば耕作放棄となる可能性が高く、集落営農による農地集積も一定視野に入れる必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区内には、一定規模で水稻や露地野菜を栽培をしている経営体は存在するものの、今後の農地集積を担える経営体が少ない。条件の良い農地については中山間地域等直接支払交付金や多面的機能交付金で維持管理等は行っているが、取り組み面積の減少も懸念される。今後、小規模農家が営農を終了すれば耕作放棄となる可能性が高く、集落営農による農地集積も一定視野に入れる必要がある。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(条件整備)

中心経営体への集積にあたっては、利用条件の良好な農地が必要であるため、条件不利農地においては、耕作条件改善事業等を活用し、水路等の整備を行っていく。

(農地中間管理機構の活用方針)

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸し付けを進めていく。

(基盤整備への取り組み方針)

農業の生産効率の向上や農地集積・集約を図るため、将来的には、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

(新規・特産化作物の導入方針)

米については、主食用米と飼料用米を中心に栽培し、園芸作物や果樹の生産に取り組む。

(鳥獣被害防止対策)

捕獲体制の構築等に取り組む。

(災害対策への取組方針)

関係機関からの情報提供を受け、被害軽減に努める。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
計				

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	12人		42.7 ha		46.4 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

[注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宿毛市	中角・橋上・和田(中角、和田(小高田)、橋上(仲スカ、平野前))	令和4年3月25日	令和5年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	46.31ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	38.6ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	15ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	8ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

集落営農組織(ファームなかつの)は、平成25年に設立されて以来、現在も39名の構成員で、機械の共同利用や作業の助け合いなどを続けてきているが、集落内の高齢化が進んでいることから、組織の後継者に不安がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、基本的に中心経営体が担うほか、認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(条件整備)

中心経営体への集積にあたっては、利用条件の良好な農地が必要であるため、条件不利農地においては、耕作条件改善事業等を活用し、水路等の整備を行っていく。

(農地中間管理機構の活用方針)

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸し付けを進めていく。

(基盤整備への取り組み方針)

農業の生産効率の向上や農地集積・集約を図るため、将来的には、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

(新規・特産化作物の導入方針)

米については、主食用米と飼料用米を中心に栽培し、園芸作物や果樹の生産に取り組む。

(鳥獣被害防止対策)

捕獲体制の構築等に取り組む。

(災害対策への取組方針)

関係機関からの情報提供を受け、被害軽減に努める。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
	貸付け	作業委託	売渡
1			
2			
3			
4			
5			
6			
計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
計	2人		28.5 ha		28.5 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

[注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宿毛市	芳奈/山奈(鹿島、下組、中組、靴抜、道ノ川)	令和4年3月25日	令和5年3月31日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	45. 45ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	37. 8ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	15ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	10ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	5ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	10. 1ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

集落営農組織(芳奈村)は、平成28年に設立されて以来、現在も34名の構成員で、機械の共同利用や作業の助け合いなどを続けてきているが、集落内の高齢化が進んでいることから、組織の後継者に不安がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、基本的に中心経営体が担うほか、認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(条件整備)

中心経営体への集積にあたっては、利用条件の良好な農地が必要であるため、条件不利農地においては、耕作条件改善事業等を活用し、水路等の整備を行っていく。

(農地中間管理機構の活用方針)

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸し付けを進めていく。

(基盤整備への取り組み方針)

農業の生産効率の向上や農地集積・集約を図るため、将来的には、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

(新規・特産化作物の導入方針)

米については、主食用米と飼料用米を中心に栽培し、園芸作物や果樹の生産に取り組む。

(鳥獣被害防止対策)

捕獲体制の構築等に取り組む。

(災害対策への取組方針)

関係機関からの情報提供を受け、被害軽減に努める。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
計				

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	4人		36.5 ha		46.6 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

[注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宿毛市	和田/宿毛(和田(小高田除く)、正和)	令和4年3月25日	令和5年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	93. 2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	55. 9ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	30ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	20ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	10ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	-1. 2ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

基盤整備済の農地が大部分となっており、中心経営体による農地の集積が進んでいる。耕作条件の良い一定の農地については、利用と集積の目途はある。しかし、担い手となる経営体は少数で、今後、農地の集積などを担う経営体は十分でない状況になっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

現在は地区内に担い手農業者、また、地区外からの入り作をしている農業者もいる。将来的には、地区内での集落営農による農地集積等も視野に入れる必要がある。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(条件整備)

中心経営体への集積にあたっては、利用条件の良好な農地が必要であるため、条件不利農地においては、耕作条件改善事業等を活用し、水路等の整備を行っていく。

(農地中間管理機構の活用方針)

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸し付けを進めていく。

(基盤整備への取り組み方針)

農業の生産効率の向上や農地集積・集約を図るため、将来的には、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

(新規・特産化作物の導入方針)

米については、主食用米と飼料用米を中心に栽培し、園芸作物や果樹の生産に取り組む。

(鳥獣被害防止対策)

捕獲体制の構築等に取り組む。

(災害対策への取組方針)

関係機関からの情報提供を受け、被害軽減に努める。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
計				

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	6人		12.6 ha		11.4 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。